

佐賀県議会告示第2号

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年佐賀県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一

様式第2号、様式第12号及び様式第18号の規定中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年12月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「改正前規程」という。）に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この告示の施行の際現に改正前規程の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。